

## ○桜井宇陀広域連合事務決裁規程

平成9年3月31日

訓令甲第1号

改正 平成14年11月28日訓令甲第1号

平成17年11月24日訓令甲第1号

平成23年4月1日訓令甲第1号

令和4年4月1日訓令甲第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、広域連合長（以下「連合長」という。）の権限に属する事務の決裁に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 専決 連合長がその責任において、権限に属する特定の事務処理について、常時所管の職員に意思決定をさせること。
- (2) 代決 連合長がその責任において、連合長又は専決権限を有する者が不在のときに、その権限の属する事務処理について、所管の職員の代わりに意思決定をさせること。

(重要事項の専決)

第3条 この規定に定める専決事項であっても、次の各号の一に該当するときは、上司の決裁を受けるものとする。

- (1) 議案が重要であると認めたとき。
- (2) 取扱い上異例に属し、先例になると認めたとき。
- (3) 紛議があるとき又は処理の結果紛議が生じるおそれがあると認めたとき。
- (4) その他上司において、事案を了知しておく必要があると認めたとき。

第4条 次に掲げる事項は、連合長の決裁を受けなければならない。

- (1) 桜井宇陀広域連合（以下「広域連合」という。）の総合的、長期的企画及び運営の基本方針に関すること。
- (2) 広域計画の策定に関すること。
- (3) 重要な事業計画の樹立及びその方針に関すること。
- (4) 儀式及び表彰に関すること。
- (5) 広域連合議会の招集、議案の提出その他広域連合議会に関すること。
- (6) 条例、規則その他諸例規の制定及び改廃並びに令達に関すること。
- (7) 広域連合議会の議決を要する事項の専決処分に関すること。
- (8) 訴訟、異議の申立て、不服の申立てその他重要な請願及び陳情に関すること。
- (9) 法令の解釈について有力な異説のあるもの。
- (10) 重要な契約に関すること。
- (11) 重要な書類の告示、公告及び提示に関すること。
- (12) 起債の全体計画及び起債許可申請に関すること。

- (13) 一時借入金の借入れに関する事。
- (14) 行政委員の任免及び費用弁償の決定に関する事。
- (15) 職員の給与の決定及びその重要な人事に関する事。
- (16) 職員の賠償に関する事。
- (17) 重要な指令、通達、照会及び回答に関する事。
- (18) 重要な報告及び復命に関する事。
- (19) 予算の編成に関する事。
- (20) 1件100万円以上の工事の施工及び契約の締結に関する事。
- (21) 1件100万円以上の財産及び土地の購入契約の締結に関する事。
- (22) 1件100万円以上の支出負担行為に関する事。ただし、定例又は既定標準によるものを除く。
- (23) 1件10万円以上の予備費の充用に関する事。
- (24) 連合長の指示により特に処理するもの。

(副連合長の決裁事項)

第5条 副広域連合長(以下「副連合長」という。)は、前条に掲げる事項を除き、専決することができる。

(事務局長の専決事項)

第6条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 関係市村に対する簡易な報告、照会及び通知に関する事。
- (2) 広域計画の調整に関する事。
- (3) ふるさと市町村圏基金(以下「基金」という。)の管理に関する事。
- (4) 基金の運用益を活用して行われるふるさと振興事業の企画に関する事。
- (5) 介護保険法に規定する要介護認定・要支援認定に関する事。
- (6) 負担を伴わない後援又は協賛、名義の使用許可に関する事。
- (7) 職員の退職手当の支給に関する事。
- (8) 職員の給与等の支払に関する事。
- (9) 職員の公務災害補償等に関する事。
- (10) 課長に相当する職員の出張に関する事。
- (11) 財産の維持管理に関する事。
- (12) 軽易な刊行物の発行に関する事。
- (13) 1件50万円以上100万円未満の工事の施工及び契約の締結に関する事。
- (14) 1件50万円以上100万円未満の広域連合財産及び土地の購入契約の締結に関する事。
- (15) 1件50万円以上100万円未満の支出負担行為の決定に関する事。
- (16) 1件50万円以上の支出負担行為のあった支出命令に関する事。
- (17) 条例その他の規定に基づく定例の諸給与及びその他の給付に関する支出負担行為並びに支出命令に関する事。
- (18) 1件5万円以上10万円未満の予備費の充用及び目以下の予算の流用に関する事。

- (19) 財政の資金計画に関すること。
- (20) その他前各号に準ずるもので、連合長が特に認めたもの。  
(事務局次長専決事項)

第7条 事務局次長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 1件20万円以上50万円未満の工事の施工及び契約の締結に関すること。
- (2) 1件20万円以上50万円未満の広域連合財産及び土地の購入契約の締結に関すること。
- (3) 1件20万円以上50万円未満の支出負担行為の決定に関すること。
- (4) 1件20万円以上50万円未満の支出負担行為のあった支出命令に関すること。

(課長共通の専決事項)

第8条 課長共通の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 所属職員（主幹を除く。）の出張に関すること。
- (2) 軽易な広報活動に関すること。
- (3) 定例に属し、かつ、重要でない事項の証明及び文書閲覧に関すること。
- (4) 軽易な通知、申請、届出、報告及び回答に関すること。
- (5) 軽易な許認可に関すること。
- (6) 1件20万円未満の工事の施工及び契約の締結に関すること。
- (7) 1件20万円未満の広域連合財産及び土地の購入契約の締結に関すること。
- (8) 1件20万円未満の支出負担行為の決定に関すること。
- (9) 1件20万円未満の支出負担行為のあった支出命令に関すること。
- (10) 1件5万円未満の予備費の充用及び節以下の予算の流用に関すること。
- (11) 前各号の規定に準ずる軽易な事務処理に関すること。

(代決)

第9条 連合長の決裁を受けるべき事項について、連合長が不在のときは、副連合長がその事務を代決する。ただし、連合長及び副連合長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。

2 副連合長が専決を受けるべき事項について、副連合長が不在のときは、事務局長がその職務を代決する。

3 事務局長が専決を受けるべき事項について、事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

第10条 前条に規定する代決は、あらかじめ指示を受けた事項又は緊急を要する事項に限り、これをすることができる。ただし、あらかじめ代決をしてはならないものと指示した事項並びに職員の進退及びことの重要又は異例に係るもの若しくは疑義のある事項については、代決することができない。

2 代決をした事項については、速やかに上司に報告し、後閲を受けなければならない。ただし、上司が指定した事項については、この限りではない。

(決裁書類の表示区分)

第11条 連合長の決裁を受けるものはA、副連合長の専決を受けるものはB、事務局長及び事務局次長の専決を受けるものはC、総務課長の専決を受けるものはDの符号

を書類の見やすい箇所に表示しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年11月28日訓令甲第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年11月24日訓令甲第1号）

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日訓令甲第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年4月1日訓令甲第1号抄）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。